

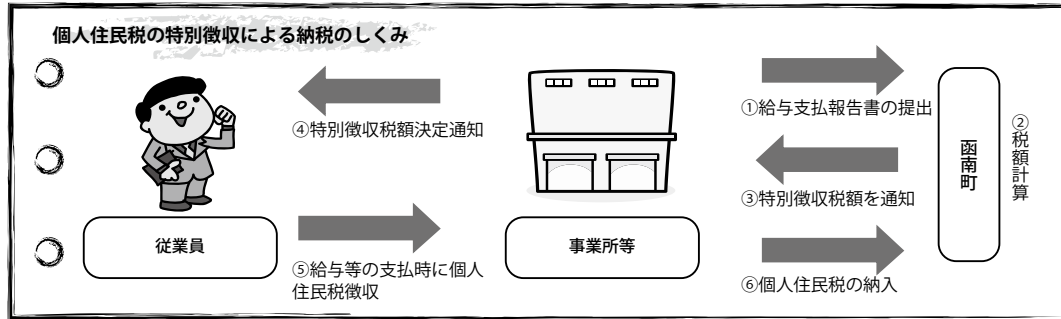
# 個人住民税が変わります

問合せ／税務課 (979-8109)

## 給与所得者の徴収（納付）方法が変わります

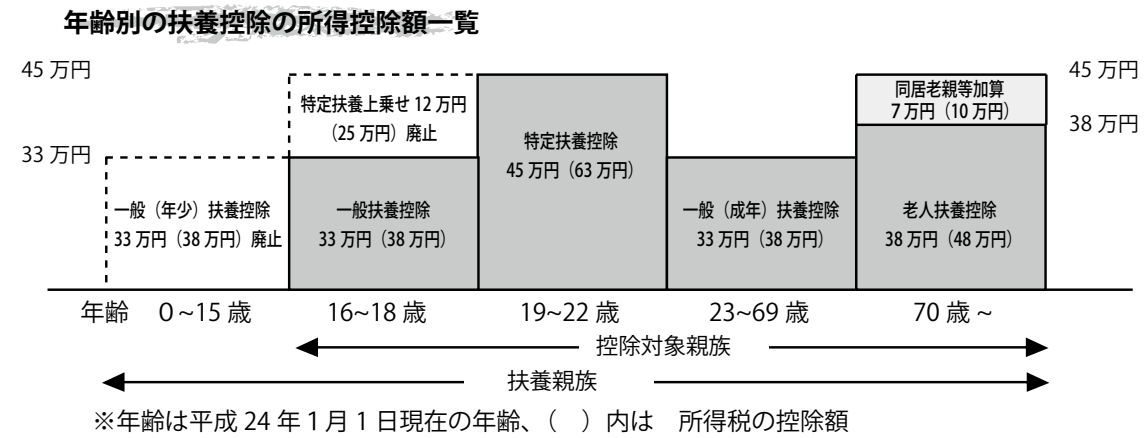
県と県内市町では、平成24年度（平成24年6月以降納付分）より、法令順守と納税者の税負担の公平性確保のため、要件に該当する事業所（個人事業主を含む）を個人住民税の特別徴収義務者に指定します。これにより、対象事業所に勤務する従業員の皆さんの住民税は原則として特別徴収（給与からの天引き）により納付することになります。

- 特別徴収とは**  
 事業所が特別徴収義務者として、従業員に課税された住民税を6月～翌年5月まで毎月の給料から天引きし、町に納付する方法です。
- 対象となる事業所**  
 従業員総数が3人以上で所得税の源泉徴収義務のある事業所。
- 対象となる人**  
 平成23年中に課税対象所得があり、平成24年4月1日現在事業所より給与の支払いを受けている人。
- 特別徴収のメリット**  
 年4回支払う普通徴収と比べ、月割り（年12回）のため1回あたりの納税額が少なくなります。給与から天引きのため納期限を気にする必要がなくなります。



## 平成24年度から適用される主な税制改正

- 年少扶養控除（16歳未満）の廃止**  
 子ども手当の支給によって年少扶養親族（0歳～15歳）にかかる扶養控除（33万円）が廃止になります。
- 特定扶養控除（16歳以上～19歳未満）の上乗せ部分の廃止**  
 高校の授業料の実質無料化に伴い、特定扶養親族（16歳～18歳）に対する扶養控除の上乗せ部分（12万円）が廃止となり、一般扶養控除（33万円）になります。
- 同居特別障害者加算の特例の改組**  
 同居特別障害者の加算控除（23万円）は扶養控除に加算されていましたが、年少扶養控除の廃止に伴い、特別障害者控除（30万円）に23万円を加算する措置に改められます。
- 寄付金税額控除の改正**  
 住民税の寄附金税額控除の適用下限額が5,000円から2,000円に引き下げられ、平成23年1月1日以降の寄附金から適用されます。



# 納期限までに税金を納めましょう 函南町では厳格な滞納整理を行っています

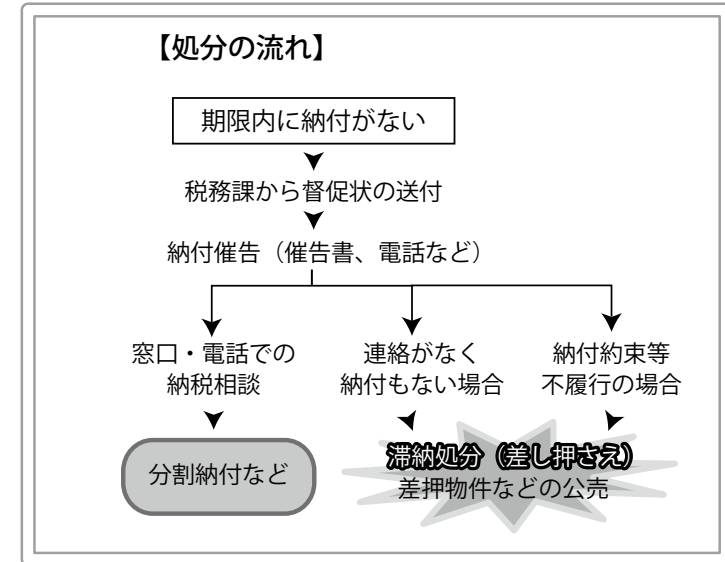
問合せ／税務課 (979-8107)

まずはご連絡を！！



皆さんに納めていただく税金は、教育・福祉などのサービス、道路・水路や公共施設の維持管理など、よりよいまちづくりのために活用されています。税金の納付が滞るとこれらの公共サービスのための財源が不足し、皆さんの生活に多大な影響を及ぼしてしまうため、定められた期限までに納付をお願いしています。町税の税収を適正に確保するためにも、函南町では税法の規則に従い、これまで以上に厳格な滞納整理を行っています。

- 税金の納付が遅れると：**  
 ○延滞金が増加されます  
 納期限を過ぎて納付すると、その遅延した税額に対して納期限の翌日から納める日までの期間の日数に応じ、納期限後1か月は4.3%、その後は年14.6%の割合で、延滞金が増加されます。  
 ※納期限後1か月の延滞金の割合は毎年変更されます。
- 税金を納めずにいると：**  
 ○差し押さえなどの強制処分を受けます  
 納期限までに納付いただけない場合は、督促状を送付します。督促状を送付して、なお納付がいただけない場合は催告書や電話などで催告（納税のお願い）を行います。それでも納付いただけない場合は、不動産、動産、債権などを差し押さえます。差し押さえは、個人（または法人）の生活・経済活動などに大きな影響がある厳しい強制処分です。○公売などの強制換価処分を受けます  
 公売などの強制換価処分は、大切な町税を確保するためにやむを得ず行う最終的な処分です。町では、



▲差し押さへの例  
乗用車等のタイヤロック（車輪止め）

成21年度より不動産（土地）のインターネット公売を実施しています。平成23年度以降もインターネット公売（強制換価処分）を継続して実施していきます。

納税相談を実施しています／納期限内での納付が困難な特別な事情がある場合、税務課へご相談ください。月曜日～金曜日は8時30分～17時15分、水曜日は事前に連絡をいただければ19時まで相談をお受けできます。口座振替をご利用できます／忙しくて納付に行く時間のない人には、便利な口座振替をお勧めしています。納付書などの裏面に記載されている金融機関で手続きすることができます。